

代理（代理権の濫用）

©甲斐翔真

1 はじめに

（代理権の濫用）

第 107 条 代理人が自己又は第三者の利益を図る目的で代理権の範囲内の行為をした場合において、相手方がその目的を知り、又は知ることができたときは、その行為は、代理権を有しない者がした行為とみなす。

※論文対策上は、先ず、有権代理の要件を満たすところから検討する。

客観→代理権の範囲内で意思表示

主観→自己又は第三者の利益目的

原則：効果として、本人に効果帰属するのが（不文の）原則

代理権濫用は、形式的・客観的には代理権の範囲内で行為をしているため、相手方からすると、本人に代理行為の効果が帰属するという信頼が生じるから原則有効

例外：代理権濫用の意図につき相手方が悪意又は有過失であったときは、無権代理とみなされる場合がある。

相手方の信頼を保護する需要が無いから。

無権代理と擬制→本人の追認や（113条）、代理人に対する責任追及（117条）など、柔軟な解決が図られる。

※2017年改正前までは、真意の無い意思表示を故意にしたという点で心裡留保に状況が似ているから、心裡留保に関する93条但書の規定を類推していた。

代理（代理権の濫用）

©甲斐翔真

2 親権者の法定代理権の濫用

親権者の法定代理権行使は、子の諸般の事情を考慮されるものなので、親権者と子の間の利益が相反する利益相反行為に当たらない限り、広範な裁量に委ねられている。

そのため、子の利益を無視して自己又は第三者の利益を図ることのみを目的とするなど、親権者に子を代理する権限を授与した法の趣旨に著しく反すると認められる特段の事情が無い限り、法定代理権の濫用に当たらない（最判平 4.12.10）。

↓

親権者の代理行為自体が代理権濫用に当たらなければ、相手方が悪意でも、代理行為の無効を主張することができないので、子の利益を守るのは難しい。